

平成 29 年第 2 回佐伯市議会臨時会 予算外議案の概要

議案

議案第 53 号

佐伯市副市長の選任について（候補者阿部邦和）

地方自治法第 162 条の規定により、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとされている。

佐伯市副市長に阿部邦和（あべ くにかず）氏を選任することについて議会の同意を求めるものである。

議案第 54 号

佐伯市教育委員会教育長の任命について（候補者土崎谷夫）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、教育長は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとされている。

佐伯市教育委員会教育長に土崎谷夫（つちざき たにお）氏を任命することについて議会の同意を求めるものである。

議案第 55 号

佐伯市監査委員の選任について（候補者塩月健治）

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、これを選任することとされている。

佐伯市の当該委員のうち、上田徹（うえだ とおる）委員の任期が平成 29 年 4 月 16 日で満了し、議員選出の監査委員が不在となっていたため、塩月健治（しおつき けんじ）氏を新たに選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第 56 号

佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者三村和征）

地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、公平委員会の委員は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとされている。

佐伯市の公平委員会の委員のうち、三村和征（みむら かずゆき）委員の任期が平成 29 年 5 月 19 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 57 号

佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者富高国子）

議案第 56 号と同様の議案である。

佐伯市の公平委員会の委員のうち、富高国子（とみたか くにか）委員の任期が平成 29 年 5 月 19 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 58 号

佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者河村昌江）

議案第 56 号と同様の議案である。

佐伯市の公平委員会の委員のうち、高司英明（たかじ ひであき）委員の任期が平成 29 年 5 月 19 日で満了するため、新たに河村昌江（かわむら まさえ）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第 59 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者田口彰蔵）

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会の委員は、議会の同意を得て市長が選任することとなっている。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、田口彰蔵（たぐち しょうぞう）委員の任期が平成 29 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 60 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者高木雅士）

議案第 59 号と同様の議案である。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、高木雅士（たかき まさお）委員の任期が平成 29 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 61 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者神崎征一）

議案第 59 号と同様の議案である。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、神崎征一（かんだき ゆきかず）委員の任期が平成 29 年 7 月 6 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 62 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者玉野井重治）

議案第 59 号と同様の議案である。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、玉野井重治（たまのい しげはる）委員

の任期が平成 29 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 63 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者汐月良喜）

議案第 59 号と同様の議案である。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、汐月良喜（しおつき よしき）委員の任期が平成 29 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 64 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者北山孝幸）

議案第 59 号と同様の議案である。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、北山孝幸（きたやま たかゆき）委員の任期が平成 29 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たって議会の同意を求めるものである。

議案第 65 号

佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者内田浩）

地方税法第 404 条第 2 項の規定により、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て、選任することとなっている。

平成 29 年 5 月 1 日付けの人事異動に伴い、前課税課長の小武一広（こたけ かずひろ）評価員が退任したため、新たに現課税課長の内田浩（うちだ ひろし）氏を評価員に選任することについて、議会の同意を求めるものである。

専決処分の報告

報告第 16 号

佐伯市税条例の一部改正について

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例の一部改正について、平成 29 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

（主な改正の内容）

◎上場株式等の配当等の課税方式の選択の明確化

所得税及び住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当等については、これまで

も申告不要制度・申告分離課税・総合課税から納税者が任意に選択して申告することができていたが、個人住民税において、所得税と異なる課税方式を選択できることを明確化した。

◎震災に係る代替家屋及び償却資産の取得に係る固定資産税の特例の導入

震災等により被災した家屋及び償却資産の代替資産に係る固定資産税の課税標準について、4年度分2分の1とする特例措置を定める。

◎家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の特例措置についてのわがまち特例の導入

家庭的保育事業等の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入し、参酌基準と同割合である2分の1とする。

◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長する。

◎軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

軽自動車税において講じている「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」について、適用期限を2年延長する。

◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。

報告第17号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

報告第16号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、平成29年3月31日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、本条例において同法の引用部分の条ずれについて、条文の整理を行った。

報告第18号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

報告第16号と同様に、佐伯市税特別措置条例の一部改正について、平成29年3月31日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

第1に、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に係る適用期間を2年間延長することとした。

第2に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域における固定資

産税の課税免除に係る適用期間を2年間延長することとした。

第3に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、同意集積区域における固定資産税の課税免除に係る適用期間を1年間延長することとした。

第4に、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、産業振興施策促進区域における固定資産税の不均一課税に係る適用期間を2年間延長することとした。

報告第19号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第16号と同様に、平成29年3月31日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険税軽減判定所得基準額の引上げを行うため、所要の改正を行った。

(改正の内容)

国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘じる金額を26.5万円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘じる金額を48万円から49万円にそれぞれ引き上げることにより、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
5割軽減	基準額 33万円 + <u>26.5万円</u> × 被保険者数	基準額 33万円 + <u>27万円</u> × 被保険者数
2割軽減	基準額 33万円 + <u>48万円</u> × 被保険者数	基準額 33万円 + <u>49万円</u> × 被保険者数

報告事項

第2号報告

予算の繰越しについて（平成28年度佐伯市水道事業会計予算）

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度佐伯市水道事業会計予算の繰越しについて、報告するものである。

第3号報告

予算の繰越しについて（平成28年度佐伯市公共下水道事業会計予算）

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度佐伯市公共下水道事業会計予算の繰越しについて、報告するものである。

第4号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項(1件200万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成29年4月12日

事故の場所：佐伯市向島2丁目13番13号前の市道向島5号線と市道向島1号線の丁字路

相手方：佐伯市向島2丁目13番13号 木津ハル子

事故の概要：平成29年1月23日午後2時頃、上記事故の場所で、佐伯市消防職員が職務上運転する市有消防自動車で同丁字路を市道向島5号線から市道向島1号線へ左折しようとした際に目測を誤り、相手方が所有する家屋の外壁に当該消防自動車の左側上部が接触し、当該家屋の外壁を破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：35,640円(保険適用範囲内)
(家屋修理費：35,640円)

第5号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第4号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成29年4月21日

事故の場所：佐伯市中村南町9番23号付近の市道馬場先新女島線

相手方：佐伯市中の島2丁目12番27号 大石 睦

事故の概要：平成29年3月1日午後7時頃、上記事故の場所で、佐伯方面隊城南分団の団員が団活動上運転する市有消防積載車で市道広小路常盤橋線から市道馬場先新女島線に右折しようとして進入したところ、進行方向左側から走行してきた相手側が所有する自動車と接触し、当該自動車の右側前部ドア及び当該市有消防積載車の左側前部を破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う(事故の責任割合 佐伯市：相手方 90：10)。

賠償金額：市から相手方へ 196,200円(車両修理費 保険適用範囲内)
相手方から市へ 9,871円(車両修理費)

第6号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第4号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成29年4月4日

事故の場所：佐伯市中村北町10番20号付近の交差点

相手方：佐伯市宇目大字重岡584番地3 染矢 龍

事故の概要：平成29年1月10日午後1時25分頃、上記事故の場所で、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、当該交差点を左折する際、当該交差点の横断歩道を渡ろうとしていた相手方が運転する自転車の前輪に接触し、当該自転車の前部フレーム及び当該市有自動車の左側前部ドアを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：40,300円（保険適用範囲内）

（自転車購入費：40,300円）

第7号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第4号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成29年3月15日

事故の場所：佐伯市弥生大字門田1328番地付近の市道真弓線

相手方：佐伯市弥生大字門田1999番地 梅田久富

事故の概要：平成28年11月18日午前11時30分頃、上記事故の場所で、佐伯市学校給食センター給食調理・配送等業務委託業者の配送員が、佐伯市立切畑小学校の敷地内から市有給食配送車で市道真弓線に右折しようとして進入したところ、進行方向左側から走行してきた相手方が所有する自動車と接触し、当該自動車の右側前部及び当該市有給食配送車の前部を破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う（事故の責任割合 佐伯市：相手方 90：10）。

賠償金額：市から相手方へ 97,200円（車両修理費 保険適用範囲内）

相手方から市へ 18,572円（車両修理費）